

---

---

# 公 告

---

---

## ◎九州旅客鉄道株式会社公告第 10号

旅客営業規則（1987年4月九州旅客鉄道株式会社公告第2号）の一部を次のように改正し、2019年4月1日から施行します。

平成31年1月4日

九州旅客鉄道株式会社  
代表取締役社長 青柳 俊彦

第307条第1項及び第2項を次のように改める。

第307条 旅客は、第308条又は第309条に規定するところにより、その携帯する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の1に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第4号に掲げるもの（以下「危険品」という。）及び他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
- (2) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないよう梱包されたものを除く。）
- (3) 暖炉及びこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるもの及び懐炉を除く。）
- (4) 死体
- (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひな及び魚介類で容器に入れたもの、第308条第3項に規定する身体障害者補助犬若しくは盲導犬又は第309条第1項の規定により持込みの承諾を受けた動物を除く。）
- (6) 不潔又は臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
- (7) 車両を破損するおそれがあるもの

（注）別表第4号に定める適用除外の物品及び第3号に定める適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることなどがないう措置することとする。

2 旅客が、手回り品中に危険品又は前項ただし書第2号の規定による物品を収納している疑があるときは、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。

第312条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を持ち込んだとき

第313条第1項を次のように改める。

第313条 旅客が、第307条第1項ただし書第1号から第6号までの規定による物品を車内に持ち込もうとした場合は、前条の規定を準用することがある。